

# 「解雇無効」

全面勝利の意義

# 加茂暁星高校非常勤講師解雇撤回裁判

2011年2月4日

発行：新潟県私立学校教職員組合連合

新潟市中央区弁天橋通1-13-13 私学会館内

☎025-286-7600 ✉sikyoren@wish.ocn.ne.jp

## 非常勤講師に「雇用の期待権」

### を認めたこと

## 非常勤も雇われ続けることを

### 期待してよい

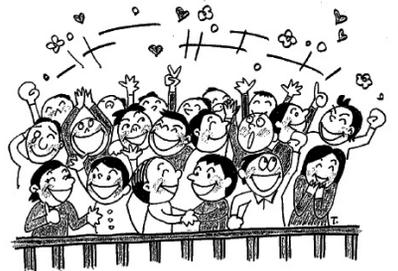
非常勤講師にとって最大の悩みは、仕事がなくなることです。そのような中で、一定の条件があるとはいえ、雇用に期待することが正当であると認められたのです。非常勤講師を人間として扱った画期的な判決です。

判決は、①長期に勤めていたこと ②これまで意に反して雇止めがなく、雇用に期待できる環境にあったこと ③更新手続きが形式的なものであったこと ④勤務年数に応じた退職金や一時金があったこと ⑤授業以外にも教材研究・テストの作成・生徒の補習など正規の教員と同等の業務をこなしてきたこと を条件として「雇用の期待権」を認めました。

この中で注目すべきは⑤の正規と同等な業務という点です。非常勤は校務を受け持たないことから正規教員との違いが強調され、両者には本質的な差異があるとされ、これがネックとなつて「期待権」が認められてこなかったのです。しかし判決では非常勤講師が「教員活動の中核を担う授業活動において(中略)専任教員と同等の業務をこなしていた」と評価したのです。学校教育の本質は授業であり、その点で正規と非正規に区別がないことが明らかになったといえます。

これは学校づくりにとつても大きな前進です。これまで厳しい教育現場で正規と非正規は仕事でも分断されてきましたが、判決を生かせば、両者がともに教育をつくっていく条件が生まれるのです。

さらに、授業時間以外の労働を認めたことも今後の展望につながります。正規教員は校務の多忙さに加え、じわじわと持ち時間数も増やされています。授業の増加は単なる時間数の増加ではなく、その背後に費やされる多くの時間が考慮されなければなりません。判決に示された精神は安易な授業時間の増加に歯止めをかけた私たちの思いともつながります。



## 期待感を持てるような職場では

### 突然の雇止めはできない

## 雇用側の勝手は許されない

学園側は非常勤講師は一年ごとの雇用であるから、解雇ではなく、単なる雇止めであると主張しました。

確かに、非常勤は有期雇用であり、この主張に打ち勝つ法的な根拠は希薄でした。そのため、多くの非常勤は雇止めを抵抗できず、悔し涙をのんできたの



## 判決を生み出した力は

## 「世論」

正規でも非正規でも、解雇撤回闘争では多くの署名が集められそれが裁判を動かす力となります。しかし、一般にその数は多くても一万名です。

ところがこの裁判では署名を始めてすぐに一万を超え、最終的には三万名以上の署名が裁判所に届けられました。

この勢いの背景には、働く人々の強い現実があると思われます。「もうがまんできない」その国民の強い思いが二人の原告を通じて爆発したのです。それが裁判所を動かし、現実を見極めた判決につながったのでしょう。

この判決は、非常勤講師にとつても非正規雇用労働者にとつても画期的な内容となっています。同時に現在の雇用形態に対するきっぱりとした批判ともなっているのです。今こそ、この判決を確定する必要があります。



しかし、判決では雇用の期待できるような職場環境であれば、「信義則」からみて、つまり世間一般の常識からみてあまりにもひどいことはしてはいけなかったのです。期待を裏切るような雇用者側の勝手は許されないということです。いつでも当てはまることではないにしても、雇用者側の横暴に歯止めがかかることを意味します。

非正規といえども、雇用者側の勝手に解雇できないという当たり前のことが通じる社会への一歩となるでしょう。



## 東京高裁宛「要請署名」

## 集めています

今できることは、世論を高め、多くの声を高裁に届けることです。100万の署名を集めます。

国民の声は世の中を動かします。「困難な闘い」といわれていた非常勤講師が世論の力で勝訴しました。100万の力で、みんなで壁を乗り越えていきましょう。

## ご協力お願いいたします

